

## 本日の会議に付した事件

平成27年第2回山元町議会臨時会

平成27年4月23日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提出議案の説明  
日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告（工事請負契約金額の変更）  
日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）  
日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）  
日程第 8 議案第42号 平成26年度 債務負担行為 請1号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結について  
日程第 9 同意第 2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成27年第2回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番竹内和彦君、6番遠藤龍之君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。会期日程案、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

4月23日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。以上です。

議 長（阿部 均君）お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

4月 3日 亙理地方町議会議長会定期総会が開催され、出席しました。

4月13日 宮城県議会と沿岸15市町議会議長との意見交換会が開催され、出席しました。

4月17日 自由民主党東日本大震災復興加速化本部長が来町し、町長と正副議長、各委員長が出席しました。

同日、亙理名取市町議会連絡協議会定例会が開催され、出席しました。

4月21日 仙南・亙理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

4月22日 宮城県議会正副議長と沿岸15市町議会議長で、復興庁ほか関係省庁及び自由民主党本部を訪れ、要望活動を行いました。

同日、宮城県議会建設企業委員会が調査のため来町し、副議長が出席しました。

（総務民生常任委員会）

4月14日 委員会が開かれました。

（産建教育常任委員会）

4月16日 委員会が開かれました。

（議会広報常任委員会）

4月15日 委員会が開かれました。

4月21日 委員会が開かれました。

（議会運営委員会）

3月30日 委員会が開かれました。

（東日本大震災災害対策調査特別委員会）

3月30日 委員会が開かれました。

4月17日 委員会が開かれました。

（全員協議会）

4月20日 協議会が開かれました。

2、長送付議案等の受理

町長から議案等6件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4、説明員の出席要求

本臨時会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）ここで、副町長嘉藤俊雄君から副町長就任の挨拶をしたい旨の申し出がありますので、山元町議会先例第33番により、発言を許可いたします。

副町長嘉藤俊雄君、登壇願います。

副町長（嘉藤俊雄君）はい、議長。

去る3月23日開催の平成27年第1回山元町議会定例会におきまして、議会の選任同意を賜り、去る4月1日付をもって副町長を拝命いたしました嘉藤俊雄でございます。当町におきましては、さきの東日本大震災によって歴史的ともいえる大変な災禍に見舞われ、町の人口の約4パーセントに相当する実に600人を超える多くの尊い人命とともに、有形無形の貴重な財産までも失われてしまいました。被災されました多くの町民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。振り返りますと、震災からはや4年の歳月が流れてしまいました。当町はこれまで国、県など関係機関はもとより、全国各地の多くの皆様方から心の温まるご支援に支えられ、また議会議員の皆様のご理解を賜りながら、被災者の方々の一日も早い自立と将来世代に誇れるまちづくりを目指して、さまざまな復興関連事業に取り組んでまいりました。私といたしましても、こうした取り組みをより着実に推進し、そしてより確実な成果につながるよう齋藤町長を補佐しながら町職員と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（阿部 均君）続いて、副町長嘉藤俊雄君から4月1日付の人事異動に伴う課長等の紹介をいたします。副町長紹介願います。

副町長（嘉藤俊雄君）それでは、本日の平成27年第2回山元町議会臨時会に臨むに当たり、私のほうから執行部側説明員の紹介をさせていただきたいと存じます。

去る4月1日付の定期人事異動の発令並びに正念場を迎える各種復興関連事業の一層の加速化に加え、少子化問題など町の抱える課題解決に向けた組織体制の見直しを行ったことに伴い、説明員に変更が生じたので、変更となった課長職についてご紹介を申し上げます。

なお、紹介は各議員の皆様から見て前列左側から順に紹介をさせていただきます。震災復興企画課長、佐藤和典でございます。建築営繕室長からの異動でございます。税務納税課長の佐藤繁樹でございます。昇任でございます。建築営繕室長の佐山 学でございます。昇任でございます。震災復興整備課長の早坂俊広でございます。宮城県からの派遣でございます。まちづくり整備課長の阿部勝則でございます。宮城県からの派遣でございます。被災者支援室長の渡邊隆弘でございます。保健福祉課長からの異動でございます。保健福祉課長、桔梗俊幸でございます。昇任でございます。地域包括支援センター所長、只野里子でございます。宮城県からの派遣でございます。

以上変更となった課長職についてご紹介を申し上げました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。大変貴重な時間を割いていただき、ありがとうございます。

議長（阿部 均君）これで紹介を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出された議案等6件を、山元町議会先例67番により、一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

改めて、おはようございます。

本日、ここに平成27年第2回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、本町を初め被災自治体にとって当面する最大の課題である集中復興期間の延長及び復興財源の確保に向けた最近の動きについて、ご報告いたします。

東日本大震災の発生からはや4年が経過しておりますが、町の復興・再生事業につきましては、一部工事等の進捗の遅れもあり、平成27年度までとされている集中復興期間の延長とともに、復興財源の確保が必要不可欠な状況にあり、これまでもさまざまな場面、機会を捉えて要望等を行ってまいりました。

本来であれば、今月14日に上京し、官邸や関係省庁への要望活動を行う予定でありましたが、12日に仙台で竹下復興大臣や村井宮城県知事、そして私を初め沿岸部など16市町の首長を含めた意見交換会が行われたところであり、席上、私からも集中復興期間後の地元負担について、具体的な考え方が示されていないことに強い懸念を表明してまいりました。

また、今月17日には、衆議院青森3区選出の大島理森自由民主党東日本大震災復興加速化本部長が来町され、正副議長を初め関係委員長にもご同席を賜り、同様の趣旨の要望をさせていただいたところであります。

なお、復興庁では、早ければ5月にも地元負担の考え方を示し、向こう5年間の財源枠組みを6月までに固めるとのことです。引き続き国の動きを注視しながら町の窮状を訴えてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、大島復興加速化本部長におかれましては、任期途中の衆議院議長の辞任に伴い、後任の議長に就任されたところでもあります。東北では、故伊藤総一郎氏以来の3県の長就任を心からお祝い申し上げますとともに、被災地の実情を熟知する立場からのご活躍をご祈念申し上げたいと存じます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、専決処分に係る報告並びに承認関係議案についてご説明を申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」は、磯浜漁港災害復旧工事に係る施工方法に一部変更が生じたため、専決処分により変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、承認第1号及び承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、山元町町税条例等及び山元町国民健康保険税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があったことから、専決処分をしたものであります。

次に、承認第3号については、平成26年度山元町一般会計補正予算（専決第3号）

であります。歳出予算の総務費では、財産管理費において町税及び震災復興特別交付税の確定等により財源調整として財政調整基金への予算積立金の増額措置を行うとともに、各種基金の利子積立金の増額及び震災復興基金、並びに震災復興交付金基金の積立金を増額措置したものであります。

また、衛生費については、現在建設中の新ごみ処理施設に係る建設工事費として、亙理名取共立衛生処理組合へ拠出する平成26年度分の負担額が確定したことから、増額措置するものであります。

なお、歳入予算については、町税の決算見込み額による増額措置を行ったことに加え、震災復興特別交付税等の確定による地方交付税の増額措置、並びに震災復興旧関連給付金や預金利子等の増額措置を行い、歳入歳出それぞれ約3億2,000万円を増額し、総額223億7,000万円余とする補正予算として専決処分したものであります。

最後に、議決議案及び同意議案についてご説明申し上げます。

議案第42号については、着工が遅れている宮城病院周辺地区の市街地整備工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。

同意第2号「固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて」は、現固定資産評価員の退任に伴い、後任者を補充選任する必要がありますことから、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、平成27年第2回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で、提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4．報告第1号を議題とします。

課長から説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。報告第1号 専決処分の報告について、説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分について、次のとおり専決処分するものです。概要につきましては、第2回臨時会配布資料No.1でご説明いたしますので、ご覧ください。

本件は、東日本大震災で被災した磯浜漁港施設に係る災害復旧工事において、復旧方法の変更に伴い、工事費の減が生じたことから、変更契約を締結したものです。

次に、主な事項と内容を説明させていただきます。

1、契約の目的は、平成25年度債務負担行為磯浜漁港施設災害復旧工事です。

2、契約の相手方は、仙台市青葉区中央二丁目9番27号、東洋建設株式会社東北支店、執行役員支店長、近石光正です。

3、契約金額は、現契約額が8億5,123万530円、消費税を含みます。変更契約額が8億5,065万1,650円です。差額が57万8,880円の減となります。

4、工事の場所は、山元町坂元字浜地先です。

5、工事の概要は変更分の説明になりますが、内防波堤の本体工が鋼矢板式から重力式に形式が変更になりました。

6、工期は平成25年6月19日から平成28年2月29日までで、変更はありません。

最後に変更理由ですが、内防波堤において着手前潜水調査の結果、既設鋼矢板の座屈が著しく、工法変更の必要が生じ、消波ブロック設置個数が減工となったことにより、変更減したものです。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第1号専決処分の報告について（工事請負金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第5．承認第1号を議題とします。

課長から説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、山元町町税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、1枚おめくり願います。専決処分書でございます。

山元町町税条例等の一部を改正する条例は、急を有するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しております。

平成27年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が国会において可決成立し、同日公布され、4月1日からの施行に対応する必要があるため、平成27年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

それでは、山元町町税条例等の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。あわせて配布しております第2回議会臨時会配布資料No.2の条例議案の概要で説明いたしますので、お手元にご準備願います。

主な改正内容でございます。この条例は、2条立ての改正となっております。第1条で山元町町税条例の一部を改正しております。第2条のほうで昨年改正しております山元町町税条例の一部を改正する条例の一部改正ということで行っております。

初めに、山元町町税条例の改正の内容ですが、主に大きなものとしては、この3点になります。

初めに、（1）ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設ですが、こちら1枚おめくりいただきまして、別紙資料1をご覧ください。

ふるさと納税は、地方自治体に寄附を行うことであり、所得税の確定申告によって寄附金控除を受ける必要があります。左下の図をご覧ください。現状は、ふるさと納税を行った領収書を添付し確定申告を行い、所得税の還付、住民税の控除を受けることになります。これが原則です。続いて、左下の図をご覧ください。こちらが特例制度になります。特例制度は、確定申告が不要な方です。年末調整が終わっております給与所得者等になりますが、これらの方が5団体以内に寄附した場合で、寄附先の団体へ申請の要請をすることによりまして、確定申告の手続が不要となります。寄附先の団体から申請の伝達を受け、所得税控除相当分を含め、翌年度住民税から控除されるという仕組みになります。

続きまして、（2）軽自動車税の特例措置ですが、次のページ、別紙資料2のほうをご覧ください。

これは、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じて軽課されるグリーン化特例が導入されております。現行では、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得された軽四輪等に適用され、平成28年度のみ軽課となります。平成27年度税制改正大綱におきまして、自動車税、軽自動車税における環境性能割の導入が検討されているところから、今後自動車税のグリーン化特例とあわせて制度が見直しされます。

軽課の割合について中段の表をご覧ください。軽乗用車、貨物車ごと電気自動車と平成23年度燃費基準の達成割合によって軽課されます。軽課された場合の標準税率ですが、下の表をご覧ください。一番下の軽自動車（四輪、貨物自家用）と記載されている欄がありますが、こちらをもって説明させていただきます。これが、通常の軽トラックになります。平成27年3月31日までに新規登録された車両、現行は4,000円でしたが、平成26年度の町税条例の改正によりまして、平成27年4月1日からの新規登録された車両の税率が改正されておりますことから5,000円となり、これの75パーセント、50パーセント、25パーセント軽課されたものがそれぞれ1,300円、2,500円、3,800円となります。

次に、(3)町たばこ税の税率の見直しですが、条例議案の概要の表に戻っていただきまして、中段の表をご覧ください。

旧3級品として分類されておりますエコー、わかばなど6銘柄について特例税率が適用されてきましたが、今回の改正により廃止され、表に記載したとおり段階を経て本則の税率となります。現行は1,000本当たりの税率ですが、2,495円です。通常旧3級品以外のたばこが5,262円になっております。これを毎年この記載のとおり段階を経て税率が改正されます。

そのほか今回の町税条例につきましてはマイナンバー制度、社会保障・税番号制度の施行に伴います個人番号、法人番号の記載を義務化されたことのほか、町民税の住宅ローン控除の措置が消費税10パーセントの引き上げにあわせまして、1年半延長されたなど、細かい改正がされてございます。

続きまして、山元町町税条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、(4)の部分になります。条例議案の概要の一番最後の面をご覧ください。別紙資料3のほうをご覧ください。

これは平成26年度に山元町町税条例の一部を改正し、平成27年度以後について適用する原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車に係る改正税率の適用開始年度を1年延長し、先にご説明しましたグリーン化特例にあわせて平成27年度分以後に適用するものです。

条例議案の概要の表をご覧ください。

施行期日ですが、平成27年4月1日施行となりますが、(3)に記載しました町たばこ税の改正規定は平成28年4月1日の施行。(4)軽自動車税改正税率の適用開始時期の延長につきましては、平成27年3月31日となります。

以上が、山元町町税条例等の一部を改正する条例の主な内容でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 承認第2号を議題とします。

課長から説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定に基づきまして、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

では、1枚おめくり願います。専決処分書でございます。

山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、急を有するので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしております。平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が国会において可決成立し、同日公布され、4月1日からの施行に対応する必要があるため、平成27年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

それでは、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。あわせて配布しております第2回議会臨時会配布資料No.3、条例議案の概要で説明いたしますので、お手元にご準備願います。

主な改正内容でございます。（1）課税限度額の引き上げと（2）低所得者に係る保険税軽減の拡充でございます。

裏面の別紙資料1をご覧ください。

左側が現行制度、右側が改正後の制度でございます。それぞれ左側の縦の線が保険税額をあらわし、上に行くほど負担が大きくなります。下の横線は所得額をあらわし、右に行くほど所得額が大きくなります。中段の横線は所得割等の応能分と応益分、均等割、平等割の中間をあらわしております。

（1）の課税限度額の引き上げにつきましては、応能分である所得に対する課税限度額の引き上げで、基礎課税額を51万円から52万円、後期高齢者支援金課税額を16万円から17万円、介護納付金課税額を14万円から16万円に改めるものです。

次に、（2）低所得者に係る保険税軽減の拡充についてですが、応益分であります均等

割額、平等割額の低所得者に対する軽減措置のうち、5割軽減、2割軽減の基準となる軽減判定所得をそれぞれ1万5,000円、2万円引き上げ、負担軽減措置を拡充するものです。

議案の概要の表をご覧ください。

施工期日ですが、平成27年4月1日施行となります。

以上が山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な内容でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。この資料についてなんですが、No.3の資料の裏。見直しについての説明、改正内容の説明についてなんですが、1つは説明資料は山元町の……これは一般的な資料なのか、山元町独自の資料なのか、まず確認したいと思います。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。これは、改正時に国が作成した資料になります。

6番（遠藤龍之君）はい。一応この応能、応益、50、50と示されているんですが、山元町の場合はこの数値が違うと思います。最近教えられたわけですが、そのことによるこの説明内容に大きな違いはあるのかなのか、お伺いいたします。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。応能、応益のバランスでございますが、国のほうの試算では50、50をベースにこういった改正がなされております。現状山元町においては応能、応益のバランスが必ずしもこの50、50にはなっていないと思います。応能分が少し大きくなっているかなと思いますが、これによる影響というのは、所得に関する部分のこれまで限度超過ということで課税額が制限された部分が、新たに負担、新たに所得の高い方には負担いただくという部分になります。応能、応益のバランスというのは、あくまで課税の中身のことでありますので、応能、応益のバランスと限度額の改正については、影響はないものと思われまして。

6番（遠藤龍之君）はい。素朴な質問をさせていただきます。どういう根拠に基づくものかということが知りたくての質問ということになります。基礎課税限度額の引き上げについてなんですが、基礎控除、基礎課税額と後期高齢については単純に1万円上がって、介護保険だけがなぜ2万円上がるのかという素朴な疑問です。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。こちらにつきまして、今回の改正につきましては地方税法の改正内容によるものなんですが、なぜ介護保険が2万円なのかという部分について手元にちょっと資料がございませんので、後、改めてお示ししたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。いや、改めて教えてもらっても今ここで決めるための質問なんで……。というふうにはならないのではないかとということや、しかしながら、何を言いたいかとすると適当にやっているのではないかとというふうにはしか見えない、今のような答えでは。これについては介護が取りやすいから介護から少し取っぺやというようなことが想定というか、そういうそちらにとっては本意な受けとめ方ではないとは思われるが、そういう根拠が示されないとどうしてもこういった類いのものは適当に決めているのかという疑いを持たざるを得ないということや、まあ資料がないということなのでその辺を指摘しておきたいと思っております。

改めてお伺いいたします。この図に従ってですが、課税限度額を引き上げることや増収ということになるかと思うんですが、その前に、この上がったことによって新

たに限度額を支払わなければならないといった方々はどのくらいいるのかということと、あわせて大体どのくらいの年収の方々がこれらの対象になるのかということをお伺いいたします。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。限度超過の対象となる方でございますが、現行平成26年度の課税内容で見ますと、基礎課税分でおふたり、後期高齢者納付金で6人、あとは介護納付金の分で12名になります。

しからば、所得でどれくらいの方というお話になりますが、所得について家族構成とかあとは所得の種類によっても一概にじゃあ幾らですよというお話しは、できかねる部分がありますので、大変申しわけありませんが。（「それに従って何人家族だったら幾らとか。いや、もっと多分調べなければならないと思うから。改めて」の声あり）

議長（阿部 均君）はい。税務納税課長、ちょっとお座りください。

6番（遠藤龍之君）はい。あとこれについては、限度額が上がる人がいると同時に下がる人もいるという説明になっているんだよね。この緩和される人っていうのは何名くらいいるのかというのを伺いたします。

それから、このことによる全体の税額の、多く取るのと軽減する分があるということなんだよね、全体としては。そのことによる税収のこの影響額というのはどのようになっているのかを示していただければと思います。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。（「ちゃんと答えられないからということをおおやご言わなくていいから、あとは調べてあと答えをいただければと思って今、余計なことを言ってしまったんです」の声あり）

議長（阿部 均君）ただいまの質問にお答えください。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。限度額でふえる分ですが、こちらが120万円くらい、おおよそ120万円ぐらいの増。軽減として減額される分につきましては、100万円くらいになります。

6番（遠藤龍之君）はい。さっきの答えが欲しくてわざわざやって、多分調査しなくてねえなあと思ったからわざわざ救いの手を差し伸べたつもりなんです。ここで答えられないということは、さっきの手に資料がないというようなことですね。

議長（阿部 均君）前の部分についてですね、ただいまの資料等がなくて答えられないのであれば、答えられないということをお願いいたします。どうぞ。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。大変申しわけないですが、おおよそどれくらいの、さきの質問の限度超過になられる方の所得がどれくらいであるかというものにつきましては、手元には試算したものがなかったので、お答えはできかねた部分はあるんですが、今回その超過になる分、増なる分と減になる分につきましては手元にございましたので、今回お答えさせていただいたということになります。

議長（阿部 均君）資料が持ち合わせがないということでございますので、この際暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

午前10時46分 休憩

---

午前10時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。税務納税課長、答弁願

います。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。限度超過になる方の所得でございますが、夫婦二人世帯と仮定しますと所得で830万円。これを給与の収入に直しますと1,050万円ほどの方が対象になります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。この課税限度額、昔は医療費1本で40何万円、50万円という時代がずっと続いていたんですが、その後、後期高齢が入って介護保険が入って、国保税としての限度額というのは幾らになるのか。幾らになるのかこれを3つ足せばそういうことになるという理解なんです、そういうことでよろしいでしょうか。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。そのとおりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると国保税の限度額って80万円くらいになるという、足せばいいんだからそういうことだよ。足すと23だから85万円。85万円が最高限度額ということになるかと思われ。ちなみに共済の場合の限度額というのはどのくらいなのか、年収と限度額の関係についてお伺いします。というのは、これは私の理解なんですけど相当低いのではないかとわさされているもので、その辺を確認したいと思えます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。資料のほう、持ち合わせてございません。

6番（遠藤龍之君）はい。それは資料を持ってくればすぐわかるということなんですか。と言いますのは、私の記憶ではこれは相当低い、共済なる厚生というのはね。なぜ国保だけが高いのかということを確認したかったので質問したわけですが、皆さんのご事情もあるかと思えますので、資料がないということで答えがならないということであれば、この辺については私の管轄ではないのではないかとというような、私は共済の係ではないということであれば、それはそれでというふうになってしまいますが、また時間を取るとあれですから。私は何を言いたいかといいますと、国保はやはり低い方も、しかも低い方も、これは山元町の場合先ほどしたように応能、応益の割合が52の48ということで、低い人たちについてもそれなりの負担が求められているという状況にあるということを確認したかったわけなんです、私の今の時点ではそういうふうな理解をしております。国保、大変だなという状況であるということをお訴えおきたいと、指摘しておきたいと思えます。

次に、これはまた低所得の方々を救うということからの軽減も見ているわけですが、5割、2割軽減の基準の見直しによって、その対象者がふえるという理解なんです、その引き下げられるといいますか軽減される方がふえるという理解なんです、その辺の対象者についてお伺いいたします。新たに対象となる方です。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。61名になります。現在の課税で試算しますと61名。

6番（遠藤龍之君）はい。新たに対象になるのが61名という受けとめ方でいいんですね。はい、わかりました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい。今の続き、この別紙資料の1でお伺いしますが、今の応益5割、2割の増と応能分のアップ分を計算した場合、現在の応益割合が52.27パーセントなんですよね、山元町。これに改正してこの新しい制度で現在のところを試算した場合、この国で示している50、50よりももっと幅が広がるんじゃないかなと思うんですが、

近くなるんですか。50、50に近くなるんですか。

議長（阿部 均君）税務納税課長。遠藤さん、スイッチ、お切りください。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。応能、応益のバランスにつきましては、課税をしてみてもという部分も当然あるんですけども、税率を算定する時点では、50、50を目指してつくっております。先ほどご説明しましたとおり、現在の課税額でこの増分と減分を見たときに新たにふえる分で約120万円ということでお話しさせてもらっています。減る分について100万円くらいということで。ですので、バランス的にはさほど変わらないものと思っております。以上です。

13番（後藤正幸君）はい。私が思うには、要するに低所得者の軽減というところだけを強調して聞いていますと、いいのかなとは思いますが、要するに平均割が上がってくると、このバランスが崩れるんじゃないかと思うんですが、事務局ではそれが近づくというのであれば結構なんですけど、もう一度確かなのかな。例えば、亘理町と山元町を比べると所得がかなり違うんですね。ですから、ここで同じ国で示している率を提案してきても必ず山元町、この数字が一致するというのではないんだと私は思っているんです。それなのに、近くなるみたいに言われるとなかなか納得しにくいんですが、もう少しわかりやすくお願いします。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。亘理町さんの参考のお話もありましたが、町の自治体によってその所得の状況であったり構成割合とかもろもろ違いがありますとおり、健康保険税の税率についても自治体においてまちまちでございます。ですので、この税率のほうを調整しまして50、50に近づけるような措置を行っておりますので、この改正がなされてもバランスをそう大きく崩すものではないと思います。以上です。

13番（後藤正幸君）はい。要するに私が一番懸念しているのは、山元町が52.27パーセントと先ほど言いましたが、こういう数字を持っているのは宮城県で国税の高い仙台市とか塩竈とか要するに都市なんです。この数字の40パーセント台になっているところというのは皆、郡部なんです。ですから、要するに郡部ということは町よりも所得が低いんですね、それなのにこういう国での改正に皆右倣えすると少しバランスが余計に悪くなるような気がするんですが、違うんですか。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい。（「違うか違わないかでいいです」の声あり）これは、違いはありません。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 承認第3号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成26年度山元町一般会計補正予算でございますが、こちらを地方自治法の規定に基づきまして、専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案書のほう、1枚おめくりいただきたいと思います。専決処分書でございます。

平成26年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分してございます。今回の専決では、財源調整と必要最小限の範囲での補正予算として、平成27年3月31日付、昨年度内に専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくりいただきたいと思います。

平成26年度山元町一般会計補正予算専決第3号でございます。今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ3億2,329万1,000円を増額し、総額223億7,882万7,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正の内容、歳出のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

一番後ろ、7ページをお開きいただければと思います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第5目の財産管理費でございますが、積立金を2億60万5,000円計上しております。内訳を申し上げますと、まず上の2つ、震災復興基金それから震災復興交付金基金につきましては、運用益の変更移動がございましたので、その増減額分を計上してございます。その下でございます。今回の補正予算における財源調整の結果、財政調整基金に5,681万7,000円を積み立てるほか、震災復興基金の予算積立ということで28万8,000円計上してございます。こちらの震災復興基金に関しましては、3月補正の締め切り後に寄附があったものでございまして、件数としては10件分積み立てているものでございます。その下でございます。震災復興交付金基金予算積立ということで、1億4,351万7,000円計上してございます。こちらにつきましては、平成27年2月に配分決定されました東日本大震災復興交付金の第11回申請分のうち防災集団移転促進事業の効果促進事業分について追加で配分がありましたことから、今回専決のほうで対応させていただくものでございます。

続きまして、第4款衛生費第2項清掃費第2目ごみ処理費でございますが、負担金補助及び交付金を1億2,268万6,000円増額してございます。こちらにつきましては、互理名取共立衛生処理組合が岩沼市に建設しております新ごみ処理施設に対する負担金でございまして、平成26年度分の負担額が確定いたしましたことから増額をしたものでございます。以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。5ページをお開き願います。

まず、第1款町税でございます。第1項町民税につきましては、個人、法人合わせて2,400万円増額しております。このうち個人町民税につきましては、雑損失の繰り越し控除減によりまして課税額が増加したことから4,000万円を増額し、法人町民税につきましては、主に法人税割額になりますが、円安の影響による原材料費の高騰や設備投資等による収益減の影響などによりまして、1,600万円を減額しております。また、下の段に行っていただきまして第2項固定資産税につきましては、課税免除区域が減少したことによりまして、その結果課税額が増加したということから3,000万円を増額しているものでございます。

続きまして、第10款地方交付税でございますが、合わせて1億1,900万円ほど増額しております。こちらにつきましては、地方交付税の算定が終了し、確定値が決まったことに伴うものでございます。普通交付税で9,200万円ほど減額、特別交付税で780万円ほど、震災復興特別交付税で2億400万円ほどそれぞれ増額しているものでございます。

その主な要因についてご説明を申し上げます。普通交付税につきましては、昨年4月に5パーセントから8パーセントに引き上げられました地方消費税がでございます。そちらにかかる交付金について、昨年の当初予算編成時点では詳細を見込むことが難しかったと。結果として地方消費税交付金が増額になったということで、その見合いとして交付税のほうが増額になったというものでございます。それから、特別交付税につきましては、昨年2月に発生した大雪被害に対応する経費が措置されたということでの増。それから、震災復興特別交付税につきましては、固定資産税の減収見込み相当分が交付されたということでの増という、それぞれ主な要因となっております。

続きまして、第14款の国庫支出金でございますが、先ほど歳出のほうでご説明いたしました震災復興交付金基金への予算積立に関する歳入予算ということでございます。

それから次、第16款財産収入、第17款寄附金及び第20款諸収入のうち町預金利子につきましては、歳出予算のほうでご説明をしましたので、説明を省略させていただきたいと思っております。

6ページをお開き願います。

最後に第20款諸収入のうち一番下の過年度収入でございます。こちらにつきましては、亘理名取共立衛生処理組合、先ほど申し上げましたが新ごみ処理施設建設に係る、今度は平成25年度分の市町村負担金の精算によりまして、500万円ほど過年度収入として受けているものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい。5ページの交付税関係。地方交付税関係です。今理由についてお聞きしたわけですが、とりわけ普通交付税、約1億円近い減額の理由については、今の説明で理解できたわけなんです、この理解の仕方なんです、結果地方消費税、5パーセントから8パーセントに引き上げられたということが結局結果地方自治体にとっては、地方にとっては何の恩恵もないんだという受けとめ方でいいのかどうか。9,000万

円、地方交付税確かに、その前に確認しながら今の答えをしていただきたいと思います、地方消費税がどのくらい上がって交付税がどのくらい下がったのかというのも明確に示していただきながら、今の質問に対して答えお願いいたします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今の普通交付税の減の関係なんです、事情をもうちょっと詳しく申し上げますと、5パーセントから8パーセントに増額になるということで、その税収のうちの一定程度が地方消費税交付金ということであるという前提になってございます。先ほどもちょっと申し上げましたが、平成26年度当初予算の時点では、具体的にどのぐらいの税収があつて、どのぐらい交付されるんだろうかというのがなかなか見込めなかったということで、国等から示された数字などを参考に見込んだところではあるんですが、実際は、済みません、細かい数字は持ってきていないんですが、たしか2,000万円くらい多く想定よりも地方消費税交付金のほうが交付されたと。その結果、いわゆる交付税算定の基準となる基準財政収入額がふえたということで、その引き算の部分で今度交付税のほうが減ったという流れになっているということでご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。逆に言うとその細かい数字なんですけどね。それは、細かい数字というのは基準、だからそういうことなんです。だから考え方として、地方の受け方として消費税が5パーセントから8パーセント、今後10パーセントと予定されているんですが、そういう引き上げがされて、さもさも、これは私の表現ですからプラスになるような、地方にとってもプラスになるような表現がなされている場面も多々あります。そうした中で現実はどうなのかということを確認したいということから確認しているんですが、結果、地方消費税交付金が上がったことによって町に入ってくる金も上がった。だけども、その分基準財政収入額がふえたもんだから、当然もらう分、地方交付税としてその差額分もらう分は交付税が下がる、これは理屈理論も、逆に言うとそうしなければならぬ制度になっている。そういう制度だから、実際はどうなんですかと。町にとって消費税の引き上げはどうだったんですかということを確認したかったわけなんです。そして、100万円でも200万円でもやはり現実プラスになっているんですということであれば、それは現実としてそれが事実でしょうから。しかしながらその100万円でもいいのかなということもあるんですが、それはあとはそれぞれの考え方なんだから、ということを確認したかったわけなんです、よろしいでしょうか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。地方消費税交付金の部分については、その税収がアップした分で地方への配分がふえたという意味では、財政当局としては社会保障の充実という名目で交付されている部分ではございますけれども、一定程度以上の効果があったというふうには考えておるところでございます。ちなみになんですけれども、ご紹介させていただきますと、ちょうど私平成27年度当初予算の資料をちょっと手元に持っておりまして、地方消費税交付金なんですが、26年度は1億7,000万円ほど見込んでおりました。今年度につきましては2億3,000万円ほどということで、これは4月からの税率改正で1月、3月分がふえたということもあるかとは思いますが、この程度の額が地方消費税交付金として入ってくるということで、財政的にはいい意味での影響があると考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい。財政課長、相当優秀な方だと思ったんだけど、あなたの説明の中でその分普通交付税は下げられるんですよということを言っているから、その差額は

幾らなんですかということで、そのことをもって地方消費税の引き上げが地方自治体にも財政的に潤わせているんですよということになれば、それはそれで政府が言っていることが正確なのかどうなのか、その辺を確認したくて聞いているということなんです。一方ふえたところだけ言っているけれども、減ったところを言っていない。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。済みません、説明が足りなくて申しわけなかったです。そういった地方消費税交付金がふえたということは当然いい影響があるわけですが、当然先ほど申し上げましたようにそれが基準財政収入額に入ってきますので、その分は交付税の算定においては当然マイナスに働くという形になります。ただ、それが100入ったから100交付税が減るんだという仕組みにはなっておりませんので、そういう意味では町にとってはトータルとしてプラスの効果があるのかなと考えているところがございます。

6番（遠藤龍之君）はい。その辺のこといつまでやってもあれですから、あとは詳しく後、行ったときに詳しい数字も示して説明していただきたいと思います。

次に、その上の法人税の2,000万円の引き下げ、これは相当な減額の中身になっていると思うんですが、先ほどの説明では収益金の減少、もろもろの事情によってということなんですが、この2,000万円というのは多分当初、持ってないんであれなんだけれども1億弱くらいの中での2,000万円だと思うんですが、その辺も示していただきながら、本当にそれだけなのかという疑問があつて聞いたんです。と言いますのは、以前として町内では震災復興関連の事業が町の予算だけ、単純に言えば200億円、300億円の、しかもそのほとんどがそういった工事関係、事業関係という動きがある中で、普通は単純に考えれば当然法人税というのは企業利益を上げている、なんだかんと言いながらそのくらいの事業をしているわけですから、すると当然そういう理由で下がるにしてもこのくらい的大幅な減というのは想定しにくいということからの疑問を持った質問であります。改めて要因ですね。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。法人町民税の中身でございます。議員おっしゃるとおり震災復興事業の関係で法人の数については、平成26年度についても増加しているところがございます。ただ、法人税割のほうにつきましては、平成27年度の当初予算の説明の際にもお話はさせていただいていますが、やはり製造業のほうで設備投資とか、あとは原材料の高騰の影響によりまして、税割が軒並み減額になっています。その影響が今回の法人町民税の減ということの大きな理由になっております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。それにしても大きいということからの疑問なんだけれども、この法人税割については、では何ぼに対しての2,000万円減額したということになるんですか。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。細かい法人もありますが、1,000万円を超えている法人が1社ございまして、減になっております。予定したものがそれから1社。あとは100万円……。

6番（遠藤龍之君）はい。全体の法人税割、税割税割という説明だから、改めてその税割分というのは当初幾らに対してを想定したものから2,000万円を減額したのかということの確認です。多分全体で1億円だからその分については5,000万円、6,000万円という数字だと思うんだけれども、もしそうだとすれば、5,000万円だとすると5,000万円から2,000万円も減額したとすると本当に製造業だけの影響なのか

という疑問があつて確認しているんです。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。法人税割で平成26年度当初で7,600万円ほど見込んでおりました。それで今回2,000万円減額ということになっております。

6番（遠藤龍之君）はい。それをどう受けとめればいいのかということなんですが。というのは、それが製造業だけを中心という説明をそのまま受けとめれば、これはかなり深刻な事態なのではないかと、これは26年度の結果ですからね。その辺の影響というのは、今後27年度予算には当然反映された予算等はしていると思いますが、その辺については、その辺も見越した当初予算、先ほど説明もありましたが、改めて今後の考え方、取り組みの仕方、対応の仕方というものを改めて確認したいと思います。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。今後の動向でございますが、今回製造業あと建設業についても同じような状況にあります。今後の動向につきましては、これらの法人さんの情報を得ながら対応していきたいと考えております。

6番（遠藤龍之君）はい。今、この新たな言葉が出てきたので改めて確認します。建設のほうもそういう状況にあるというふうに見ているということでしょうか。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。そのとおりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういう状況であるということはわかりましたというか、とりあえず理解はいたしました。

次に、7ページの財産管理費についてなんですが、この財政調整基金の予算積立5,600万円、この内訳が全体から見ると見えてこないんですが、どういった結果この5,600万円になったのか、その辺についてお伺いいたします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今回プラスで5,600万円積み立てるということですが、こちらにつきましては歳入のほうでご説明したとおり、税の部分がプラスになっているということ。それから地方交付税の部分についても精算でプラスになっているということがございます。他方、最初のほうを見ていただくと、衛生費のほうで、亘理名取共立衛生処理組合の負担金があるというところで、主なものをご説明すれば入が先ほど申し上げた町税の増と交付税の増。出のほうがこの衛生費の部分の歳出の増ということで差し引きで、あと細かい部分は当然ありますが、おおむね5,600万円の増という形での予算積立となっております。

6番（遠藤龍之君）はい。どういう疑問から質問したかということですが、一般会計の財政調整基金という受けとめ方でいいんですよね。ここに余の者とといいますか目的のあるものが勝手にいるようになってしまうと、我々、将来判断に困るということがあったので確認したんです。ここに余の者が入ると今度はこんなにあるのにとっても、いやこれにはこういうものが入っているから、こういうものも入っているから実際にはこれしかないんですというのが、多分説明となってくる。その辺を見たときに、そうすると本当にこれは正しい、一般財政調整基金というのはこれで貴重な財源であつて、しかもそれはいろいろな場面に使えると、簡単に言えば、一言で言えば自由に使える基金だと思っているにもかかわらず、実際使う段になるといやこれはひもつきなんですなというふうな、これまでも答えがあつたかと思うんです。それを見抜く、見抜くというか我々は正確につかむ上で確認したんですが、この辺に余の者は入っていないんですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。また同じ話をするのかという話になるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように交付税が入っております。当然交付税は一般財源

ですので、財調に積んで何ら問題はないわけですが、問題になりますのはこの震災復興特別交付税という今回の震災において特別に措置された交付税が入ってございまして、これは議員ご指摘のとおりでいわゆるひもつきと言われる部分になってございまして。ですので、一旦こういう事業で使うということで交付は受けております。例えば補助の裏であるとか、そういったもので受けておるわけですが、最終的にはこちらは精算をしてお返しするというお話になってございまして。そういったことで今財調の残高は積み上がってございまして、その震災復興特別交付税が滞留している分というのが相当程度あるということで、これは前の定例会等々でもお話しさせていただきましたが、そこら辺も含めて財政シミュレーションのほうを早急にやっていくということで考えているところでございまして、よろしくお願いいたします。

6番（遠藤龍之君）はい。震災復興特別交付税として、裏としてこう、それはそれで大事に使って、大事にというか正確に使って、残すところなく使って、そしてこの財調の中には、ここに入れておかねでというようなことも私は必要だと思うんですが、それは財政課長が考える話なのかどうなのかわかりませんが、使えるもの、使わなくちゃならないものは正確に使って、そして本来充てなくてもいい部分にも工夫して充てて、そして自由に使えるものについては、要するにこの今の大事な金として残していくというそういった取り組みが必要だと思うんですが、その辺改めてお伺いします。そういう金の管理の仕方というものを。そして動いていないところには、本来ならばこの金を使えば十分対象になるのにそれを使わないことによって後お返ししなくてない。そして、お返しした後にやっぱしやんねくてねということを一一般財源でそこから使うというようなことが決してないような金の管理と使い方について改めて確認しておきます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。まさに議員ご指摘のとおりでございまして、いただいたお金については、当然有効に使わせていただくということで考えておりますし、ただそれが例えば国からいただいたから無駄遣いしていいんだということでは当然ございませんので、そういったところは使い道を精査しつつ、あと我が町が直面している課題等々に可能な限りそういった財源を活用できるように知恵を絞って取り組んでまいりたいと考えております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第42号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第42号 平成26年度債務負担行為 請1号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外請負の契約についてご説明申し上げます。なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料No.4にて説明いたしますのでご覧ください。議案の内容について説明いたします。

東日本大震災により焼失した住宅に居住されていた被災者の生活拠点等を確保するため、設計施工一括方式による市街地整備工事を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

次に、各項目及び内容について説明させていただきます。

1、契約の目的。平成26年度債務負担行為 請1号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外でございます。

契約の方法。条件つき一般競争入札。総合評価落札方式でございます。

契約金額。27億6,598万8,480円。こちら消費税を含みます。落札率は99.99パーセントになります。

契約の相手でございますが、仙台市青葉区国分町2丁目14番18号、フジタ橋本店 特定建設工事共同企業体でございます。代表者は、株式会社フジタ東北支店執行役員支店長、森 俊之でございます。

工事の場所は宮城県亘理郡山元町合戦原地内ということで、別紙2枚目に施工箇所ということで表記させていただいております。赤枠で書かれている箇所でございますので、ご確認のほうよろしくお願いいたします。

工事の概要としましては、まず実施設計として、委託面積が8.8ヘクタール。宅地造成実施設計一式、災害公営住宅建築設計一式。工事につきましては、造成面積8.8ヘクタール。内訳として土工事、擁壁工事、舗装工事、雨水排水工事、汚水排水工事、給水工事、調整池工事、地区外雨水排水工事、地区外汚水排水工事、国道6号交差点改良工事、災害公営住宅本体建築工事でございます。なお、詳細は標記のとおりでございますので、参照願います。

工期につきましては、山元町議会で議決された日の翌日から平成28年3月31日までということになっております。なお、集中復興期間の予算が担保されていないため平成27年度、平成28年3月31日までの工期となっておりますが、関係機関との協議により平成28年度末、平成29年3月31日までの工期延期を予定しております。

続きまして、裏面の参照を願います。

新市街地整備に伴う総合評価結果の一覧についてご説明させていただきます。

工事名は先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。

予定価格は、税抜きで25億6,139万1,000円でございます。

続きまして、評価分類及び評価項目についてご説明いたします。価格以外の評価につきましては、まず企業評価につきましては、25点満点中22点。設計施工に関する提案につきましては60点満点中36点。地域性につきましては15点満点中15点。社会性につきましては10点満点中7点。ヒアリングにつきましては25点満点中15点。

その結果、技術評価点の合計は135点中95点ということで、約70パーセントに相当する結果でございます。

続きまして、価格に関する評価につきましては、入札価格は税抜きで25億6,130万円となりまして、落札率は先ほど申し上げましたとおり99.99パーセントとなります。応札価格評価としましては、65点満点中43点ということで約66パーセントに相当する割合でございます。その結果、総合評価につきましては、価格値は200点満点中138点ということで、69パーセントに相当する割合でございます。

総合評価の結果と応札結果といたしましては、1者JVの先ほど説明させていただきましたフジタ橋本店特定建設企業体が総合評価算定基準に基づく最高総合評価得点者のため落札者ということになります。

内容等につきましては、以上で説明させていただきました。以上で議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上で説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。今、担当の課長のほうから説明を受けたわけでありましてけれども、基本的に一般競争入札で条件付きの公平性、透明性を担保できる、そういった方式を選択をされて入札をされたわけでありましてけれども、ただ応札が1者ということで、興味を持った企業さんが11者あって、最終的には応札が1者という形だったんですけれども、実際に理由についてはどうお考えになっているのか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。ただいまの質問につきまして、実際1者入札となった理由でございますが、こちらやはり資材の高騰、人員不足という影響等も考えられるところでございます。また、こちら宮城病院ということで宮城病院と隣接する工事ということで周辺環境への配慮、また国道6号に隣接した工事ということで施工調整等も非常に多いということもございまして。また、文化財発掘調査も並行して行っているということから、さまざまな要件も重なって1者応札という形になったことも考えられると思います。ご理解賜ればと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。理由についてはただ述べられたんですけれども、ただ、実際に応札が1者の理由に、今お話しした理由になっているのかどうか非常に疑問に思えるということ。ただ、結果的には1者という形なのでこれについてはいいです。ただ、落札率の99.99パーセント、実際に工事の概要を説明していただいた中で、このくらい工事の内容があるという形で最低価格の中で、実際には落札率が99.99パーセントという部分、これについても実際にどうお考えなのか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。ただいまのご質問につきまして落札率が非常に高いということで、おっしゃるとおり非常にこのような結果になってしまったということではございますが、こちら県の実例ではございますが、現在県のほうで同じような平成25年度の結果でございますが、一般競争入札951件のうち378件、こちらが1者応札となっておりまして、その落札率に関しましても平均が98.1パーセントという非常に高い結果になっているという周辺の環境、建設業界における環境がまずございます。また、こちらやはり特に工事の内訳の中で建築資材等の高騰の影響も非常に大きいところもございまして、落札率が非常に高いものになってしまったという結果になってござ

いますので、ご理解のほう賜ればと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。県の状況を説明していただいたわけでありませけれども、ただ、これの議案の中で出てきている99.99パーセントということはもう100パーセントに近い、100パーセントといっても過言でないくらいの金額だということで、実際には予定価格とぴったりだと、ぴったりに近いという形にしか我々は見ないわけでありませので、最初から予定価格がわかっていたのかどうかね、その辺もあるので、これは予定価格は公表だったのか。公表だからそれに近づいているという形だと思うんだけれども、ただ実際に今お話ししたように99.99パーセントが本当にこういう形の中で精査されて1者応札ということも含めて、やはりこれは前の副町長にも入札の関係にも、あと財政課長にもお話ししたんだけれども、やはり税金で担保される部分で、これは工事についてはできるだけやはり税金でありますので、価格を落とせるような形で。国のお金であっても復興交付金であっても税金でありますので、その辺をきちっと考えながら入札の方式だったり、考え方の中できちっと出せるようにしていくという部分が大切だと思うんだけれども。これからも入札の関係でいろいろ出てくるとは思うんだけれども、やはり入札ができるような形で応札がふえるような、そういった考え方をどういう形で工夫していけば応札に対応していただけるような形になるのか、その辺は工事の資材確保の高騰とか、それは理由はいろいろあるというのも十分こちらはわかっているので、そういう部分も含めてやはり応札できるような形で、できるだけ企業の人たちが参加できるような方式だったり、あるいは考え方を持っていくという形が、私はこの入札の方法とすれば正しいのかなと思うんだけれども、それについてはどうなの。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。議員おっしゃるとおり、公明性を確保し、さらに競争性を確保するために入札制度を組んでいくということは非常に大切なことだろうと思います。担当課長からも説明あったとおり、工事の資材価格が上がっているというところの中で、どれだけそれを適時ですね、金額に合わせていくのかという難しい課題もございます。結果、今回の入札につきましては1者という非常に残念な結果ではございましたけれども、日々そういった情勢に合わせて入札制度のほうを考えてまいりたいと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。今の件についてはわかりました。

総合評価の説明で、裏に結果表が出ているので、これについて説明をしていただきましたので、これについてちょっと質問をさせていただきます。

全部この評価の考え方については大事だと思うんだけれども、その評価の中で私が考える中で設計と施工に関する提案、これについての評価が60点で、実際に点数で36点ということで半分ちょっと、評価が。ですから、評価が半分ちょっとですから高いというのか低いというのか、まあまあだったのではないかなと思うんだけれども、実際にはやはりこの評価が高いという形の提案が本来だと全体の評価の中で一番大事な評価かなと思うんだけれども、それについて1者応札という形の中での苦渋の選択という形でなるとは思うんだけれども、その提案の設計施工に対する提案が低いというか半分ちょっとだということと、あと99.99パーセントの落札率の中で、この応札価格に対する評価が65パーセント中43点というのは、どういう捉え方でこの委員の人たちが評価をつけているのか。99.99パーセントで43点という評価がどうなのか、その評価の考え方について、おのおの評価委員の人たちの考え方は違うと思うんだけれども。本来だと99.99パーセントの評価が応札の評価で43点というのはどうな

のか。それについて評価のこの考え方。一人一人評価の考え方があると思うんで相対的にこれを取りまとめた担当課だったり、あるいは副町長の考え方としてお伺いできればなと思います。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。総合評価審査委員会におきましては、2月16日に第4回の審査会を開きまして、その中で発注のための入札方式の確認であるとか、評価基準であるとか評価点の配点とかを議論したと聞いております。第5回の会議が4月3日に行われ、そして第6回の総合評価審査委員会のほうでヒアリング等をしまして、こちらの結果になったということでございます。設計施工に関する提案部分について見方はどうなのかという部分のご質問でございました。委員の方々、日大の石井教授初めUR、また東北地方整備局、県から学識経験者として入っていただきまして、設計施工に関する提案についてご審査をいただいたところでございます。総論といたしましては、先ほど申しましたように病院の近くであるということ、また6号線の改良が必要だということ、また文化財の発掘を並行してやらなければならないというそういったもろもろの条件がある中で、堅い堅実な提案が中心だったということがございまして、このような点数になったというふうに理解しておるところでございます。（「応札の関係の評価も」の声あり）

議長（阿部 均君）今の答弁に落ちている分があれば、再度。

10番（岩佐 隆君）はい。下の応札の関係に対する評価の考え方について、それも質問しているので。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら価格点につきましては入札額、こちら元々の予定価格の率で決まってくるものございまして、配点のほうはこちらももとの基準というか決まった率で決まってくるという形でこちらの評価点になってございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今の担当課長のお話が分からないので、わかるように説明してください。

議長（阿部 均君）課長、答弁願います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら県の総合評価の落札入札の要項という形で出ているもので、基準価格に対してどのくらいの入札額になったかという率、それで当然応札評価額には最低点というのがございます。その一番額が高い、すなわち上限額に近いものでも評価点としては最低の点数というのがございまして、こちら65点満点に対して43点という形であらかじめ配点の中で決められたものございまして。以上でご理解賜ればと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。今の話を聞くと県の落札価格の評価のそういった基本の考え方、踏襲しながら最低でやるんで43点という形で、それは委員の皆さんが全部足した形の考え方で評価されたという形だと思うんですけども、県の基準をもとにして、委員の人たちがみんなこの43点という形にプラスしてなったの。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。まずその基準を決めて、基準を決めた後に価格のほうが決まってくるので、結果としてこのような点数になってしまったということ、もともとのその評価点のあり方がどうなのかという部分については2月の時点で、どの金額で入札されるかわかりませんがどういう形で見ますかというのを皆さんで話し合っ、今課長の説明あったように県でやっていることを準拠しながら決めさせていただいた。結果として価格が出てきましてこの点数になってしまったというようなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。1者だけなんでね、最終的には基準点をクリアすればそれで最終的にはね、1者が入札確定という形になると思うんですけども、ただ何者もあったときにやはりこの評価の考え方が、やはり優劣、そういった形につながると思うので、私は非常に大事ではないかと思うんです。そういった意味で質問させてもらっているわけで、自分たちの考え方をきちっとやっぱりね、今お話ししたようにこの総合評価の検討委員会の中で、具体的に評価の考え方だったりあるいは内容、きちっとやはり精査しながら最終的に評価点をつけていく。それが最終的に落札する、そういった企業に伝わるという形で、そういう形なので非常に大事なので、今回は1者だけだったんですけども、きちっとその辺も考えながらやっていくべきだということでもあります。

また、あと設計と施工に関する提案に関しては、私は今回1者だけだったんですけども、やはりこれも重要な部分を占めると思うんでね、これは町長が3市街地、コンパクトシティという形で打ち出した町長の政策の大きな部分でもありますので、これを設計の段階できちっと充実させながら施工させていくという形が私は具現化されるというのが、私は本来の考え方だと思うんです。そういった意味では、設計と施工の提案で評価が50点近くの企業が入札に参加して落札をするという評価だと。今までコンパクトシティでずっとやってきて、これは3つの市街地の中の最後なんです。いろいろ問題はあったにしても最後だからこそやはりきちっとした提案をしてもらって設計もちゃんとしてもらって、最後を締めくくるような形の内容でやはり企業に設計施工をきちっとやってもらいたいというのが、我々のずっと考えであつたわけでもあつたわけなんです。その辺は本当に執行部としても十分ね、今のような考え方をきちっと受けられるようなそういった企業に、やはり今回27億円も出すわけですから、やはり施工してもらわなければならないのかなと思うので、非常に私はこの設計施工の提案の評価の部分だけ見ると、非常に残念でないかなという形で考えております。

あと最後に、この工期の時期のお話です。これで28年3月31日まで。先ほど課長から集中復興期間の中でも延長は大丈夫だという形で、平成29年3月31日までは大丈夫ですよという話も受けたんですけども、ただこれも我々議会も執行部もやはりできるだけ早く被災者のためにやはり市街地をつくっていくという部分で、ずっとこれは長く議論している点なので延長ね、今の段階では延長ではないんだよと、平成28年3月31日までということでございますけども、やはりそういう形の、これは何回か特別委員会でも議論しているんですけども、やはりスケジュールに基づいてきちっとね、業者にこのスケジュールを守りながら設計の管理をする形だったり施工の管理をする中で、きちっと対応ができる体制を組むべきだと思いますので、この期間の関係、この期間で大丈夫なのかどうかと、あと先ほど説明した中で、延長もという形もあるんですけども今の時点の考え方としてどうなのかお伺いしたいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。工期につきましてですが、先ほど議員がおっしゃられたとおりですね、被災者の方のためにも一刻も早く完成を目指してということで、工期につきましては綿密な連絡調整会議とかですね、また工期短縮を図るためのさまざまな提案をいただきまして、それで少しでも工期を縮める努力をしていきたいと考えてございます。また、品質の管理につきましても同様にですね、CMで発注しております業者も一緒にですね、現地のほうで品質を確認していきながら当然発注者としても管理をして、ともによい製品をつくっていききたいと考えておりますので、ご理解のほどよろし

くお願いします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい。1点だけお伺いします。今先ほど文化財調査等同等でやっている、一緒に並行でやっている。その中で1点だけ。給水タンクの移設の件はいつごろになるのか、その日程をお伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。給水タンクの移設につきましては……。〔「わからないいわ、後で聞くから」の声あり〕まず詳細設計をしてから移設という運びになりますので、まず詳細設計をいたしまして、12月ごろ、現地の工事着手を12月ごろから考えている計画でございます。

1番（青田和夫君）はい。確認しますけれども、今年度の12月でいいわけですね。予定は。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。現在の計画では今年度の12月からで考えてございます。〔「わかりました」の声あり〕

8番（佐藤智之君）はい。1点だけ伺います。6番目の工事概要の下のほうに国道6号交差点改良工事。この主な内容について伺います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。国道6号の交差点の改良につきまして、こちら取りつけ道路6号に入っていく道路の拡幅ですね。こちら間口を広げるといふところがありますので、その接続部分と、また本線国道6号に右折レーン等をつくらなければいけませんので、その拡幅分の工事、こういったところが含まれております。

8番（佐藤智之君）はい。たまたま、私も思っていたとおりの内容ですが、1点だけ。あそこに信号が2つありますけれども、例えば押しボタン式の信号とかその辺の検討はどうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。そちらの交差点、要は交通管理のほうにつきましては、警察のほうと協議をしていきながら進めさせていただければと思います。〔「わかりました」の声あり〕

議長（阿部 均君）よろしいですか。〔「はい」の声あり〕ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。契約の相手方なんです、フジタ橋本店特定建設工事共同企業体ということになっているんですが、今現在こう新山下で進めている企業体、共同体内訳というか、何社で対応しているのかお伺いします。新山下で。

議長（阿部 均君）新山下、何社で今対応しているかと。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。3社JVでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。3社というのはフジタ、大豊、それから橋本店と。で、今新山下に取り組んでいるんですが、今回新たにといいますか、この宮城病院周辺地区ではそこにこの名前が挙がっているところだけ、フジタと橋本店ということでのいいのでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。そのとおりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。この際1者しか応札なかったということなので仕方なく入れたのか、入れたというかわからないんですけれども、今全国的な動きから、今同社といいますかフジタと橋本店は引き続き今度こっちの宮城病院周辺地区も受け持つということに、そのような理解になるかと思う、そのように理解するわけですが、私の全国的な情勢状況の中から考えると、その辺の評価というのはどうだったんでしょうか。十分担えると、十分体力的にまだまだ大丈夫だということからこれでよしとなったのか、その辺の背景についてお伺いいたします。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。委員会の中ではその点についての懸念はございませんでした。

6番（遠藤龍之君）はい。私は懸念するんですが。というのは、全国的にこれから東京オリンピックを控えて、しかもフジタというのは決して三流、四流の企業ではない。準大手といえますか大手といえますかそこに名を連ねている企業で、心配するのはそっちの大きいほう、ここだけの25億円くらいの仕事ではなくて向こうで100億円だ200億円、1,000億円っていう仕事が出来てきたときに、そっちにみんな集中されたらこっちのほうの手薄になるのではねえかという心配、懸念から確認しているんです。それとあわせて、そういう懸念を持っているというさらにその懸念はということなんですが、新山下駅の場合の工期はいつになってますか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。まず、議員のご懸念に関しましては、こちらやはり施工管理等しっかりして、そちらの他の工事が忙しいからどうだという話にならないように、しっかり監督して進めていきたいと考えてございます。

また、新山下の工期につきましては……（「はい、議長。今の工期、今、いいわ……」の声あり）今年度末、平成28年3月、ちょっと待ってください、正確な日にちをですね、3月末でございます。3月31日でございます。確認しました。

6番（遠藤龍之君）はい。さらにこのね、やはりダブるんです。その前に現在の進捗状況について確認できればと思います。新山下のほうね。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。3月末時点でございますが、進捗率は68パーセントとなっております。

6番（遠藤龍之君）はい。その進捗から考えるとこの工期というのは正確、正確というかね、やっぱり予定どおりの工期になるんだろうなと、新山下駅がね。としますと当然ダブって、フジタ橋本店は。そうするとそういう懸念があります。あとあわせて、今そういった調整についてはというお話がありましたが、この間副町長も課長も新しいのでこれまでの話つつうのは、経緯についてはよくわからないかと思いますが、こういった類いの新坂元周辺、新山下駅周辺、請負契約の変更が2回、3回と続いているんです。その中でそうしたそれからオオバとのCMですね、そういうこともあってCM業者を入れて、そしてスムーズに進むようにということで動いてきているんですが、私たちから見ると、私から見ると十分な調整役等がなっていないのではないかという、これまでの経験からそう思った上でのお話なんです。そうするとね、本当にもう同時進行でいくわけですから、相当なそこにもこの体力というか動きをつくっていかないと、しかも世の中大変になっている、資材高騰とか資材不足とかね。ますますそういった人たちの手を借りることが必要になるときに、どうなのかと。課長さっき調整と言ったから、そんなこと言った、その辺が働かないとなると、あるいは逆にこれまで以上に働かないと、おなじ企業体がやっているわけでフジタも橋本店もプラスアルファの人材をここに投入しなければならなくなる。そのくらいの実際のほうの体力があるのかどうかこれは確認、私もわからないで聞いている、そういう懸念は持っている。そして、それに対して先ほどの委員会ではそんなものは町としては懸念としては捉えていなかったということになると、ますます素人頭で考えると不安になってくるという懸念を持っています。それらに対してもしお答えできれば、お二人ともまだあれなんでなんですが、その辺に対しての懸念に対して、もしお答えがあればお伺いいたします。

議長（阿部 均君）これはあれですから町長にお答えを。全く、執行者である町長のほうから答

弁願いたいと思います。そういうふうな部分がないかということで。懸念があるかとかかって心配しているんですから、大きな方向性なものですから、町長のほうから一言、その辺が全くないということであれば全くないでよろしいので。

町長（齋藤俊夫君）はい。一般論というとおかしいですけども、指名委員会とは別な形でお答えさせていただきましても、遠藤議員よく工事の進捗、工程をお諮りの上ご質問されているんだなと思いますけども、山下の新市街地なり領域周辺の工事を振り返っていただきますと、まず地盤改良から入っているはずですね。やはり一つ一つの工程をこなしながら今最終局面に迎つつあるというそういう経過をたっているわけですので、先ほどお話ししてありますとおり、これからの詳細設計をして具体的に工事に入る時期が年末近くになるというふうな中ではですね、受注される企業体としてもその辺の前後関係を見ながらの人手の確保、やりくりというものを勘案しながら対応されるんだろうというふうに見ているところがございますので、そう大きな問題はないのではないのかなと。むしろこれまでの経験を踏まえていただきながらですね、CMも含めてより円滑なスムーズな形で工事が進捗されることを期待し、また我々もしっかりと連携を密にして監督を強化していかなくちゃいけないなと思っているところがございます。

6番（遠藤龍之君）はい。仕事を頼むほうとしては当然そういう期待をしてというのは大いにわかって、私もそういう立場で進めてほしいと思うんですが、思う余りにやはりその懸念を示しているということなんです。これは、まだやっぱりこれまでの回答の中ですっきりした形としては受けとめられない。まだ懸念として私の頭には残っているということを訴えたい。

次に移ります。先ほど来出てきました契約金額について、予定価格と実際の計画で実績どのくらいの差だったのかをちょっと確認の上で。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。9万1,000円でございます。税抜きで9万1,000円でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。9万1,000円というのと99.999999ってなるのかな。そうするとやっぱりもうほぼ予定価格と一致という結果だと。総合評価落札方式の結果、そういう予定価格で決まったと。まあこれも1者しか応札しなかったということで競争する相手がいねんだからこういうことになるんだけれども、よくここまでの数字が出せたなど、逆に驚嘆といいますか驚きがあります。よくここまで近づける額が出せたということで、これは後でいいんですけども、また工事概要のそれぞれのこの金額について知らせていただければなど。今ではなくていいです、これは。あと時間かかるからまた。それから非常にこの金額についても大きな疑問が残ってしまうということを訴えておいて、次に先ほど来出てきました審議結果についてなんですが、ここで言っている地域性、社会性というのはどういったものなのか。あわせて地域性は満点なんですが、この辺はどの辺を有効背景根拠があつての点数結果となったのかお伺いいたします。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。まず、地域性、地域貢献の部分についてでございますが、町内での企業の社会的な責任、CSRの実績がどうなのかであるとか、地域経済への貢献がどういったものがあるのかという観点から採点のほうをさせていただいたところがございます。社会性につきましては労働福祉関係ということで、各種の共済制度導入の有無はどうかであるとか、そういった労務関係を中心に審査をさせていただいたところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。この地域で求めるところの地域性、これが満点と、満額回答なんです、実際どうなのかということではどのような議論が、懸念というか検討がなされたのかということなんです、新坂元駅周辺、新山下駅周辺も同じような形で取り組んでいるわけですが、ちなみに新山下の場合のこれまでの実績について、その地域貢献度実績についてどのような評価をしているのかお伺いします。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。まず新山下のほうでございますが、そのときの審査会の中では、地域性については15点中14点という評点でございました。社会性につきましては10点中7点という状況でございました。続きまして、新坂元のほうでございますが、新坂元のほうの地域性につきましては、同じく15点中9点、社会性は10点中7点という評点でございました。実績については以上でございます。

これにつきましては、それぞれの実績等、提案ということでこれからの部分も当然ございますので、その後どういふことを、提案にあった内容も含めてどう展開していただくかという部分もございます。

6番（遠藤龍之君）はい。新山下周辺で結構なんです、今実際のところやる事業体が同じということで確認しているんですが、新山下駅のほうの15に対して14点。そのこれまでの、これまでやってきた実績についてどう評価しているか、どう受け止めているかと。15の14に対して14の働きを、貢献をしているのかどうかということについての実は質問でした。改めてお伺いいたします。

副町長（嘉藤俊雄君）はい、議長。その点につきましては、今ほど総括と申しますか実際どうだったのかということ点数化しているところではございません。しかしながら、今回たまたまフジタ橋本店ということで実績のほうを提案の中で示させていただきました。その部分については、ある程度委員のほうからは高評価は得られたのかなと考えております。

6番（遠藤龍之君）はい。したということなんです、その辺については見えてこない、あるいはその今回、入札、その検討委員会で検討するに当たっては、1者しかないわけですから、提案してきたのはね。当然この辺は十分に検討すべきであったものと思われませんが、今のお話では、あるいはその当時参加してもらえないということで多分なかなか大変なのかなと思いますので、それ以上の話はしませんが、当然して、そうして逆にいうと1者しかないんですから、しかも相手はおなじなんですから、当然普通以上に吟味しなければならぬ、吟味していれば今資料としてここに残っていてもおかしくはないということ指摘しておきます。私は多分、結局答えが出てこなければ創造でしかものを言えませんが、私の想像では多分していないんだろうなという疑問を持っており、それは今のところ今回の答弁の中でやっぱり変えることはできなかったなと受けとめておきます。今後、やっぱり進めていく上ではこの辺、十分にやっぱり頭に入れながら進めていかなければならない。その前に、なぜそういうふうになるかという、先ほど何でつくく法人税まで聞いたかというのはそういうことなんです、町内企業、建設関係でこの間ずっと23、24、25、26、見っていますが、法人税関係で、事業税というんですか、そんなに大きな影響、800億円、600億円、そのほとんどがこの震災関連の事業をしているにもかかわらず、税金としてはなかなか下に滴り落ちてきていない。とりわけ町内企業の方のきいていないというのが数値的には見えるんです。その辺なかなかあれなんです。そうすると本当にね、町内企業に貢献、本当に地域貢献の中でやっているのかということ、その数値から見ればちょっと疑問を大きく残す。その辺数字的

に示していただければ納得いくようなそういう説明があれば、大きく変わるんですが、疑問は解けるんですが、そういったものが見えていない。今回も1億8,000万円、実際にはね、法人税関係でね。一時6,000万円が1億、まあ25年かな、あったけれども、すぐにもう下り坂でね。今回も当初予算からもう相当低いことで予算措置をしている。そのことだけを見ると、そのことだけではないんでしょうけど、地域貢献というのはね、そのことだけではないんですけど、やはりその数値から見ればこの地元貢献、しかも15点満点をつけるというのはどういう根拠に基づくものなのかなというのは、だけではないんですけど、やはりこの点についても大きな疑問が残るということを指摘しておきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。JVの地域貢献度につきましての今ご質問がありましたけれども、この2年余りの動きを私の知る範囲でご紹介申し上げれば、具体の工事の中では大量の土砂の運搬ですね、こういう作業に地元の皆さんが参画をしている。あるいは災害公営住宅の内装工事ですね、これについても建設職組合にお声がけをいただく中で、一定の皆さんがそこに参画をされている。あるいは水道工事なんかも一部入っていると伺っております。それから町のこのイベントですね、ふれあい産業祭を中心とした各種のイベント、それから現場事務所の所在地である地区のイベント、そのほかの町内の地区単位のイベントにも積極的にご支援をいただいていると。裏には、町内のこの生涯学習的な活動に対しても一定のご支援があるという、そういうふうなかかわりは持っておられるのかなと思います。ただ、議員ご指摘のとおり、それが必ずしも税収等にどれだけ寄与貢献しているのかというのは、見えてない部分もございますし、先ほど担当課長からもお話し申し上げましたとおり、一方では各町内の企業さんも次の体制整備に向けて投資をしているというような部分もございますので、なかなか税収としての見え方が少ないというのがあるかと思いますが、そんなことでの相当のかかわり、貢献はあるのではないかなと捉えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。地元貢献については、今言ったのは決してそういうことでもあるということとは理解といたしますか見てればあれなんです、しかしあわせて言いますと、本当にこの山元町が動いているのかという、あるいは地域経済活性化、これも地元貢献、もう2年、3年やっている。それがなかなか見えてきていないということもその疑問につながる点なんです。今言った一つ一つは、当然それは事実だと思います。しかし全体としての大きいところに表れていないと感じるものですから、今確認のためあれしているということです。この件につきましても細かくはこの場でどうこうとはならないというふうにも思いますので、この件については今後引き続き確認をしていきたいと、疑問が解けないということからこの辺についても引き続きその作業を続けたいと考えています。

最後にしなくちゃいけないでしょうね。先ほど町長は、この今後大きな問題はないというようなお話をされました。この企業に頼んでもです。しかしながらこれはやはり、これまでの経緯から見て、そのこれまでやってきた企業が大きな契約変更をしている、新たな事業も含んでその変更理由がまだわかんないんですけども、理解のできない変更理由なんだけども、新たな事業がもうその1社でできる、1社というか1企業体でできるようなシステムになっていますから。そうすると素人頭で考えれば小さい、最初入り口は小さくにとって、あとどンドンどンドンふやして行って、ふやしていくのも自由ですから、1者もう決まっているんですから、システム上はですよ、そういう意図がある

かないかは別にして。そうすると、もうそこで最初からつくる予定もねかったものをよしこれもつくれ、あれもつくればということになってしまうのかなという懸念があって、何回も前の説明会でも確認しました、今後ちゃんと変更の予定はないんですね。今町長もお話になりました、大きな問題がないと。大きな問題がないということは変更ということも予定しなくてもいいということで受けとめていいのか。いや、首ひねっているのでは、その辺確認します。また変更の予定があるのかどうか、これが全てかどうか、変更とあわせて今後変更を予定されているものがあると。あるのであれば、あるんだったらもう最初にやはり出していただかないと、これは問題だと思いますよ。首ひねっていたけども。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申し上げた点とまた別な観点を絡めてでの疑念を呈されるとちょっとどうかなというふうに思います。私が先ほどお答えしましたのは、工期的にですよ。山下の部分と宮病の部分がオーバーラップする意味でスムーズな事業展開が、工事展開が可能なのかということに関しては、それぞれの工期が違ってきましたので全体としての調整はそれなりにやっていただけるものと理解してお話を申し上げました。

新たにご指摘の部分は、これまでも同じような質問があってお答えしているところでございますけれども、発注時点で調整が未了の部分、これは途中で例えば国道を跨るその坂元地区の工事の関係とか追加的な部分、これは確かにあったかと思えますけれども、宮病の場合については、比較的そういう部分は少ないということでこれまでもご説明をしてきたところでございますので、そちらについては今の段階でゼロだと断定はできないでしょうけれども、そう大きなものはないんじゃないのかなと考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。この前もそういうお話ししていたからね、そういうふうな一応姿勢なんだなということの確認なんですけれども。この変更理由について、私はやはり最大の、これまでの理由ではちょっとした理由で、復興上の関係で認めらったからどうのこうのとかさ、認めらったからやんのかではなくて全体の事業計画が100として提起されないと、私たちはこれについて中身を判断できない部分がある。いいことであってもこれにプラスされる予算がついたからね、だからこの事業もやりますというのでは町の意向でねくなるんです、それは。全体の事業計画の中で。もしそういうのがあるんだったらそれが実現するかどうか、あるいは認められるかどうか別にして、計画には上げておかなくちやないと思うんです。上げたけども認めらんなかったらこの件についてはごめんなさいねということであるならば、我々とはどうか私は理解できる部分があるんだけれども。逆にいうと何だせつかく事業計画をやっていてももっともっと突っ込まないのかという議論の展開もできるし。そういうのが何かこそこそこそ、これは私の表現ですから。最初ちゃっこくやっておいて、あと裏からこれもやるんだこれもやるんだ、というようなそういうやり方は絶対今後、手法としてするべきではない。もろもろの事情があっても。あるんだったらこの時点で全て100パーセント出すと。そして提案していただくというふうに考えるわけなんです、町長さんその辺どうでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘の点はよく理解できました。確かにですね、最初から国との交付金の調整で予算化できたからということで契約を提案するばかりでなくて、想定されるやはり全体を見据えた中での工事の概要を補足的にやはりあらかじめご説明申し上げると、そういう姿勢は大事にしていかななくてはならないだろうと思います。最初の

新山下、特に規模が大きかったという部分もあったり、新坂元は国道を挟んでいるというそういう特殊な部分があったりということで、これだけの面整備、初めての経験ということもあって大分行き届かない点もあったろうと思いますけれども、極力全体の工事を見据えて最初から全体の工事を説明しながら、とりあえずこの部分の予算化をお願いしたいという、そういう持っていき方を努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。尽きるころはそこなんです、やっぱりそういう考え方でぜひ取り組むべきであると。そしてこれまでの手法には大きな疑問を持っていると、まだ抱いているということを訴えて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 4 2 号 平成 2 6 年度 債務負担行為 請 1 号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 4 2 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 9. 同意第 2 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長齋藤俊雄君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第 2 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

裏面をお開きをいただきたいと思えます。

提案理由でございますが、固定資産評価員については 3 人で構成しておりますけれども、委員の 1 人である前副町長の門脇克行氏から先月 3 0 日をもって職を辞する旨の申し出がありましたので、その後任者として現副町長の嘉藤俊雄氏を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。参考資料といたしまして、次ページに選任しようとする者の履歴書をおつけしておりますので、参考にご覧いただきたいと思えます。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年第2回山元町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午後0時34分 閉 会

---